



1件ヒットしました。



検索結果を絞込む



▶ 判例(1件)

裁判年月日 平成24年 9月25日 裁判所名 東京地裁 裁判区分 判決



事件番号 平23(行ウ)597号

事件名 建替組合設立認可取消請求事件

裁判結果 請求棄却 上訴等 控訴 文献番号 2012WLJPCA09258020



判例

 1 平成24年 9月25日 東京地裁 平23(行ウ)
597号 ★★★★★ 1.9

事件名 建替組合設立認可取消請求事件

◆本件マンションの区分所有者であった原告らが、処分行政庁がした本件マンション建替組合設立認可処分は、これに先立つて本件マンションの区分所有者で構成される本件管理組合がした建替え決議において、[建物の区分所有等に関する法律62条2項4号](#)が定める決議事項に関して瑕疵があり、本件処分の要件を満たしていないとして、同処分の取消しを求めた事案において、[区分所有法](#)は、建替え決議における決議事項として、現建物及び再建建物の敷地利用権の価格や内容について定めることを求めていないと解すべきところ、本件建替え決議に参加する区分所有者は、いかなる基準ないしルールによって、再建建物の区分所有権を取得することになり、また清算の額や方法等が定まることになるのかについて知悉することができるから、本件建て替え決議は、決議事項として欠けるところはなく有効であり、本件処分も適法であるとして、請求を棄却した事例

要旨

◆本件マンションの区分所有者であった原告らが、処分行政庁がした本件マンション建替組合設立認可処分は、これに先立つて本件マンションの区分所有者で構成される本件管理組合がした建替え決議において、[建物の区分所有等に関する法律62条2項4号](#)が定める決議事項に関して瑕疵があり、本件処分の要件を満たしていないとして、同処分の取消しを求めた事案において、[区分所有法](#)は、建替え決議における決議事項として、現建物及び再建建物の敷地利用権の価格や内容について定めることを求めていないと解すべきところ、本件建替え決議に参加する区分所有者は、いかなる基準ないしルールによって、再建建物の区分所有権を取得することになり、また清算の額や方法等が定まることになるのかについて知悉することができるから、本件建て替え決議は、決議事項として欠けるところはなく有効であり、本件処分も適法であるとして、請求を棄却した事例

裁判経過

[控訴審 平成25年 3月14日 東京高裁 判決 平24\(行コ\)387号 建替組合設立認可取消請求控訴事件](#)

出典

裁判所ウェブサイト

判時 2201号 42頁

ウエストロー・ジャパン

評釈

土居俊平・判評 667号 14頁(判時 2226号 144頁)

[竹田智志・明治学院大学法律科学研究所年報 30号 279頁](#)

参照条文

[建物の区分所有等に関する法律62条2項4号](#) ⇒ この法令を参照する判例[マンションの建替えの円滑化等に関する法律12条1号\(平23法105改正前\)](#) ⇒ この法令を参照する判例

裁判官